記者発表資料

平成 28 年 12 月 7 日
日本下水道事業団

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に係る工事請負契約書等の当面の取扱いについて

日本下水道事業団では、国の違約金の取扱いに準じて、履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に関する特約条項を制定しました。

１　特約条項の概要

「契約が解除された場合等の違約金」として次の場合を規定する。

(1)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

(2)　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、上記(1)に該当する場合とみなす。

①　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

②　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

③　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

２　対象

次の契約を対象とする。

(1)　工事請負契約

(2)　土木設計等業務委託契約

３　適用時期

平成 28 年 12 月 7 日以降に発注する案件より適用する。

【問い合わせ先】
経営企画部　企画・コンプライアンス課
副島（そえじま）
TEL　０３－６３６１－７８１１